

# 八幡浜医師会緊急災害時行動指針

2013年7月26日、八幡浜医師会理事会で承認

## 緊急災害時の医師の活動原則

八幡浜医師会は広域であり緊急災害時は各開業医は自院での救護医療活動が優先される。勤務医は所属する各医療機関の取り決めに沿って活動する。その際、自院に搬送されてくる負傷者が多数の場合はまずトリアージを行い、可能な応急処置を行うと共に緊急を要する負傷者にはあらゆる手段を講じて高次医療機関に搬送する。

## 緊急災害時の医療救護班の編成

緊急災害時、医師会長は災害対策本部を医師会館内に立ち上げ本部長となる(会長が被災した場合は副会長が代行する)。自院での負傷者の対応がない医師は対策本部に連絡を取り、救護医療班への協力参加に備え対策本部に集合する。一方、自院での負傷者の対応がある場合、現地での救護医療活動を行うことになるが、その場合でも必ず対策本部には連絡を取り状況の報告を行い、救護医療班への参加が可能な状況になれば合流する。また、連絡のない開業会員には対策本部から安否確認を行う。各医院の状況についての情報は対策本部で一元化し、保健所並びに災害医療コーディネーターと共有する。尚、津波等で医師会館が被災した場合は医師会立双岩病院に災害対策本部を立ち上げ、参加可能な医師会員は集合する。

## 医療救護班への協力

八幡浜市、伊方町からの要請、または市立八幡浜総合病院、各開業会員からの協力要請時には本部長のもとで編成された医師を派遣する。派遣場所、派遣人数についてはその時の状況に応じて判断する。尚、緊急時で要請を待てない場合には本部長の判断で派遣をすることもありえる。また、被災状況によっては本部長より県医師会に救護応援要請を行う。

#### 四国電力伊方原子力発電所事故発生時

八幡浜市、並びにその周辺地区はすべて伊方原子力発電所から 30km 圏内にあり、放射能漏れを有する場合 UPZ（緊急防護措置を準備する区域）となることから緊急避難や屋内避難、安定ヨウ素剤の服用などを行うことになる。医師会としてどのような活動が可能については原子力規制委員会、保健所と連絡を密に取り、情報を共有し協調的行動を取ることにする。一方、放射能漏れがない場合は、新しい情報の収集を常に行い、避難の必要のない状況が確認されているならば、医師会の緊急災害時行動指針に沿って救護医療活動を行う。